生徒心得

新潟県立村松高等学校

要　領

１　本校生徒は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んずること。

２　本校生徒は、自主的精神を養い、健康な身体を作り、相互の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献すること。

実践項目

公正信義　　敬愛協力　　自律責任　　健康明朗　　勤勉向上

１　校規校則の遵守

１）本校生徒は、要領・実践項目の趣旨に従い行動すること。

２）本校生徒は、学校において定められた規定・規律・生徒会規則を守ること。

２　礼儀

礼儀とは、お互いの人格を尊重し、自己の品位を高め、集団生活を円滑にするための基本であり、日常の態度・言動は節度を保ち、敬愛と親愛の心が表れるものでなければならない。

３　服装・容姿

服装・容姿は、常に清潔であり、自己の品位を高めるように心がけなければならない。

１）登下校時および本校生徒として校外活動に参加する場合には制服を着用すること。

２）登下校時の履物は靴とし、内履きについては別に定められた規定に従うこと。

３）頭髪は清潔にして高校生らしく整えること。パーマ・染色・脱色等しないこと。

４）装飾品や化粧は禁止する。

５）制服は下記の通りとする。

【男子】ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、（学校指定のベスト）

【女子】ブレザー、スカート（またはスラックス）、ブラウス、リボン、（学校指定のベスト）

ただし、原則として６月～９月は夏季略装とし、次の通りとする。

【男子】ワイシャツ、スラックス、（学校指定のベスト）

【女子】ブラウス、スカート（またはスラックス）、（学校指定のベスト）

４　風紀

１）教科用具及び所持携帯品には氏名を明記し、整頓しておくこと。

２）携帯電話の校内使用はSHR前と昼休み及び放課後のみ認める。使用できる場所は、自教室のみとする。

３）金銭・物品は貸借しないこと。

４）やむを得ず多額の金銭または貴重品を持って来たときは、必ず学級担任に保管を依頼すること。

５）金銭・物品を紛失又は拾得したときは、直ちに学校に届けること。

６）学校の建物・器具等は丁寧に取り扱い、器具使用後は所定の場所に整頓しておくこと。

７）校舎・器具等を破損したときは、直ちに学校に申し出て、指示を受けること。

８）アルバイトを希望する生徒は、保護者と十分に相談し承諾を得て、所定の「アルバイト届」を提出すること。ただし、下記の事項に該当する場合は許可しない。

ア　学業等、高校生活に支障があると判断したとき。

イ　労働基準法などの法令に違反する場合。なお、具体的な内容は以下のとおり。

①　深夜時間帯（午後１０時から翌日の午前５時まで）に働くこと。

②　飲酒を主とする店（居酒屋など）で働くこと。

③　遊技場で働くこと（バー・クラブなど）。

④　危険または有害な業務で働くこと。

例：重量物の取り扱い、足場の業務など

⑤　喫煙する人が多く、受動喫煙を防ぐことができない職場で働くこと。

※その他、判断できない場合は、必ず事前に学校に相談すること。

９）下記の事項は厳禁である。

ア　喫煙（ニコチンを含まない電子タバコを含む）・飲酒（ノンアルコール飲料を含む）

イ　いじめ・暴力（いじめ・暴力を受けたときや、目撃したときは直ちに教師に届け出ること。）

ウ　生徒として不適当な場所への立ち入り

エ　深夜の外出・無断外泊

オ　その他本校生徒としての本分に反する行為

５　男女交際

男女の交際は、節度を守り明るく健康的なものであるように心がけなければならない。

６　登下校

１）生徒は、定められた登下校時刻を守ること。

２）生徒は、生徒昇降口から出入りすること。
３）登校後は、放課後まで無断で校外に出ないこと。
４）やむを得ない用件で外出する場合は、学級担任の許可を得ること。

７　欠課・欠席・遅刻・早退

１）病気やその他の理由で欠席や欠課をするときは、学級担任に届け出ること。
２）登校後に欠課・早退をするときは、学級担任の許可を得ること。
３）遅刻したときは、学級担任にその理由を届けること。

８　交通

１）通学

ア　自転車・原付通学生は、交通法規を守り安全に十分注意するとともに、通学前に所定の手続きで許可を得ること。

イ　通学に使用する自転車・原付には、学校所定のステッカーを添付し、指定された場所へ駐輪・駐車すること。

ウ　原付通学については、１年生からとし、所定の「許可願」受理後、バイク実技講習を受講し、審査の上、許可する。

エ　列車・バス通学生は、乗車マナーを守ること。

オ　徒歩通学生は、右側を通行すること。

２）運転免許の取得等

ア　原付（50ｃｃ未満）

・免許の取得は、入学時から許可する。
・免許取得後、「取得届」を提出すること。

イ　自動二輪車

・免許の取得を禁止する。
・保護者が運転する場合を除いて、同乗することを禁止する。

ウ　普通自動車

・免許の取得は、３年生の夏休みから許可する。
・自動車学校に通う場合は「通学願」を提出すること。
・免許取得後、「取得届」を提出すること。

９　考査

１）考査の開始前に、不必要な所持品はすべて教壇の上に整頓しておくこと。
２）「定期考査受験の心得」をよく読み、監督教員の指示に従うこと。
３）不正行為はもちろんのこと、疑惑を抱かれるような行為は一切しないこと。

１０　休業中の注意

長期休業中は、前学期を反省して計画的に学習するとともに、心身の鍛練をはかるなど、有意義に過ごすこと。

１）日常の生活は「生徒心得」によること。

２）泊を伴う旅行等については、保護者の同意を得ること。

３）海外旅行をする場合は、学校に届け出ること。

１１　保健・衛生・美化　　1

１）校舎内外の清掃・美化・清潔な学習環境づくりにつとめること。

２）身体測定、健康診断、健康相談、体力測定等の結果に基づいて、身体的能力の向上を図ること。

３）感染症の予防及び取り扱いについては、学校の指示に従うこと。

４）ホームルームごとに定められた区域の清掃を、毎日実施すること。

５）清掃の際の机・椅子・用具の扱いは、丁寧にすること。

６）清掃終了後は監督職員に申し出て、指示を受けること。

７）清掃用具は丁寧に扱い、所定の位置に保管すること。

８）清掃用具の破損、紛失、または区域内に異常があったときは、直ちに監督職員に申し出ること。

９）教室清掃後は、窓を必ず閉めること。

１２　政治活動

選挙活動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行う。